

小林市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
小林市教育委員会

I 計画の趣旨、現状

1 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものであり、教育職員が健康を保持しつつ、自己研鑽の時間を確保し、専門性を最大限に発揮できる勤務環境を整備することを目的とする。

これにより、教育職員が児童生徒の教育に積極的に取り組み、働きやすさと働きがいとを両立させることにより、学習指導要領に掲げる理念の実現に向けて質の高い教育を推進するものである。

小林市は、「ともに学び ともに育つ 小林教育の創造～今の学びが未来を創る～」を教育振興基本計画の基本理念として掲げ、市民一人一人の自己実現と、健康で文化的な生きがいのある人生を送れることを目指すとともに、ふるさとに誇りと愛情、感謝の心を持ち、自立した社会人として持続可能な未来を担う人材の育成に努めている。その実現には、教育職員の健康増進と勤務環境の整備を行い、教育の質と教育職員の福祉を両立させる必要がある。

そこで、小林市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、学校と連携し、保護者及び地域住民の理解を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保することにより、小林市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況及び課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な働き方改革を推進するものである。

2 本市の現状

教育委員会では、従来から会計年度任用講師や特別支援教育支援員配置などの人的支援をはじめ、学校事務の共同実施の推進や校務支援システムの導入など、教育の充実と教育環境の整備に取り組んできた。

平成30年度には、様々な国の動きを踏まえ、学校閉庁日や部活動休養日等のルール化を図り、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を配置するなど、教育職員の負担軽減に努めるとともに、働き方改革の実行に不可欠である保護者や地域住民の理解を深めてもらうための啓発活動を行ってきた。

さらに、効果的な働き方改革を推進するため、学校、家庭、地域、大学、教育委員会などからなる「小林市教職員の働き方改革実行会議」を設置し、令和2年3月に「小林市教職員の働き方改革プラン」を策定し、地域、家庭、関係機関と連携を深めながら、学校現場と教育委員会が一体となった教育職員の働き方改革に取り組んできた。

(1) これまでの主な取組

<戦略1 学校の業務改善>

ア 登下校に関する対応

- 団体・地域等と連携した見守り体制の構築
- 登校時間の見直し

イ 学校納入金の納入・管理

- 学校納入金取扱事務の適正化及び効率化
- 給食費関連事務の適正化及び効率化

ウ 部活動

- 休養日、活動時間、休養期間等の設定
- 部活動指導員の配置
- 地域クラブ活動の実施

エ 授業準備、学習評価、成績処理

- スクール・サポート・スタッフの配置
- 教育のD X化に向けた環境整備
 - ・ I C T機器等の整備
 - ・ I C Tサポーターの配置
 - ・ 統合型校務支援システムの導入

オ 支援が必要な児童生徒への対応

- 専門スタッフの配置
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置
 - ・ 校内教育支援センターの設置
 - ・ 教育支援センター（ふれあい学級）の設置

カ その他

- 共同学校事務室の導入
 - ・ 共同学校事務室・S S C連携による事務機能強化
- 留守番電話の設置
- 地域学校協働活動の推進
 - ・ 学校支援ボランティアの増員・周知
- 教育委員会からの調査・照会、申請に係る手続き等の簡素化
- 教育委員会主催の研修等の見直し
- 家庭教育学級・P T A等業務の在り方の研究
- 学校独自の取組の推進

<戦略2 勤務時間の管理及び適正化>

ア 学校閉庁日の設定

- 学校閉庁日等の設定と実施
 - ・ 学校閉庁日の設定、休暇取得の促進、リフレッシュデーの徹底等

イ 部活動休養日の設定と実施

- 部活動休養日、活動時間等の設定と徹底

ウ 勤務実態調査

- 勤務時間の把握
 - ・ 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの導入

<戦略3 教育職員の働き方に関する意識改革>

ア 研修の実施

- 管理職・教育職員向け研修の実施等
 - ・ 管理職を対象とした各研修の実施
 - ・ 教育職員を対象とした各研修の実施

イ 啓発活動の実施

- 広報こぼやし、広報チラシ等の発行等

(2) 本市教育職員の状況調査の結果

時間外在校等時間1か月あたり 45時間以下の教育職員の割合		令和6年度
校長	小学校	92%
	中学校	77%
副校長・ 教頭	小学校	31%
	中学校	23%
教諭等	小学校	92%
	中学校	67%
養護教諭	小学校	97%
	中学校	95%
栄養教諭	小学校	100%
	中学校	100%
事務職員	小学校	91%
	中学校	97%
全体		80%

【令和7年教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査】

(3) これまでの取組の成果と課題

「小林市教職員の働き方改革プラン」（令和2年3月）の下、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合を令和6年度に0%にすることを目標として、教育職員の働き方改革の推進を図ってきた。

しかしながら、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、プラン策定時の実績値である48%から20%と減少したものの、職種によっては差が大きく、100%達成するまでには至らなかった。

また、令和7年度に実施した教育職員のストレスチェックでは、8.1%の教育職員が高ストレス者であり、児童生徒への指導上の困り感や学習指導等がストレスの要因となっていることがわかった。

以上のことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、本計画を策定する。

Ⅱ 目標

1 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を令和11年度までに100%にする。

【R6：80%】

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%にする。
- 「誇りややりがいをもって仕事を行うことができている」割合を90%以上にする。

【R7：8.1%】

【R6：84.6%】

Ⅲ 計画の期間

令和8年度～令和11年度（ただし、必要に応じて適宜見直しを行う）

Ⅳ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(1) 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 学校運営協議会などを通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、保護者や地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・ 生徒指導主事部会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ KSSVC（こばやしスクールサポートボランティアセンター）が中心となり、学校支援ボランティアについて保護者や地域住民に幅広く周知し、地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等を行う。

(2) 教師以外が積極的に参画するべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・ 市から学校に発出される調査の回答については、校務支援システムの機能やWebフォーム等を活用する。

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ ICTサポーターによる初期対応や、必要に応じて専門業者への外部委託による保守・管理、作業等により教育のDX化を推進する。

ウ 部活動

- ・ 令和3年度から取り組みを進めている地域クラブ活動を、市内の全ての部活動において地域展開を推進するとともに、部活動指導員の適正配置を行う。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を通して、授業準備等の時間を確保する。（デジタルドリル・テスト等）

イ 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの機能やデジタルドリル・テストの自動採点技術等を活用し、授業準備、採点業務や成績処理等に行い業務の効率化を図る。

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 特別支援教育支援員、医療、福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。
- ・ 不登校児童生徒への支援にあっては、教育支援センター（ふれあい学級）の機能強化及び校内教育支援センターの活用を促進する。

2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

(1) 医師等による面接指導

1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師等による面接指導を実施する。

(2) ストレスチェックの実施

ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

(3) 健康相談・保健指導の推進

心身の健康問題に関する相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて、保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

(4) 年次有給休暇取得の推進

年次有給休暇については15日以上の取得を促進する。

(5) リフレッシュデー・リフレッシュウィークの推進

毎週1回のリフレッシュデー及び夏季休業中の学校閉庁時にリフレッシュウィークを設定することを推進する。

V 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 着実な実行へ向けた取組の推進

取組の着実な実行を図るため、市内学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小林市のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。

2 関係部局等との連携

関係部局・関係機関と連携し、学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材を確保する。

3 進捗・達成状況の確実な把握

当該年度の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況を校務支援システム(C4t h)を活用して把握し、その他の目標については、市で実施しているストレスチェックの結果、県教育委員会が実施している「みやぎきの教育に関する調査」結果から把握する。

4 学校への支援・指導体制の充実

教育委員会において、各学校の時間外在校等時間の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り及び指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

5 学校における働き方改革の推進

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

6 啓発活動の実施

保護者や地域住民の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように啓発活動に取り組む。